

○さいたま商工会議所生命共済制度「定期保険（団体型）」見舞金・祝金（品）・助成金・補助金制度規約

平成18年7月1日制定

平成29年6月1日改正

（目的）

第1条 本規約は、「生命共済制度」の一部をなす見舞金・祝金（品）・補助金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 本制度の対象者は、「生命共済制度」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（家族従業員を含む）（以下、「加入者」という）とする。

（運営費）

第3条 本制度に係る運営費は、「生命共済制度」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

（責任開始日）

第4条 本制度の責任開始日は、「生命共済制度」の一部をなす「定期保険（団体型）」（以下「定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

（保障期間）

第5条 本制度の保障期間は、定期保険の保障期間と同一とする。

（失効）

第6条 定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

（給付内容）

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

（給付手続き）

第8編 業務（さいたま商工会議所生命共済制度「定期保険（団体型）」

見舞金・祝金（品）・補助金・補助金制度規約

第8条 加入者が見舞金・祝金（品）等の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

附 則

この規約は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

1 第4条、第5条、第6条、第7条別表1、第8条別表2の変更は平成29年6月1日から施行する。

別表1

(1) 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払う。

但し、1年間（6月1日～5月31日）に2回の支払いを限度とし、同一の事故による支給対象計算期間は、120日以内とする。

	1口	2口	3口	4口	5口	6口
5日以上	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	36,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払う。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故通院見舞金を支払うことはない。

- ①通院を開始した日から1年を経過して請求があったとき
- ②事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

(2) 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払う。

但し、1年間（6月1日～5月31日）に1回の支払いを限度とし、同一の病気による支給対象計算期間は、180日以内とする。

	1口	2口	3口	4口	5口	6口
5日以上	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円	60,000円	72,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払う。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払うことはない。

- ①入院を開始した日から1年を経過して請求があったとき
- ②事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- ④人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

(3) 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払う。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払うこととする。

1口	2口	3口	4口	5口	6口
5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払う。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払うことはない。

- ①結婚した日から1年を経過して請求があったとき
- ②事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

(4) 出産祝金

加入者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払う。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払うこととする。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払う。

第8編 業務（さいたま商工会議所生命共済制度「定期保険（団体型）」

見舞金・祝金（品）・補助金・補助金制度規約

1口	2口	3口	4口	5口	6口
5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払う。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払うことはない。

- ①出産した日から1年を経過して請求があったとき
- ②事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

(5) 成人祝品

加入者が本制度の保障期間中に成人の日を迎えたとき、成人祝品を進呈する。

《成人祝品を進呈しない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは成人祝品を進呈しない。

- ①成人した日から1年を経過して請求があったとき
- ②事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③成人した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

(6) 健康診断・人間ドック・PET健診受診料助成金

加入者が本制度の保障期間中に当所実施の健康診断・人間ドック・PET健診を受診した場合、本制度にて健康診断においては一律1,000円、人間ドック・PET健診においては一律3,000円を支払う。

《健康診断・人間ドック・PET健診受診料助成金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは健康診断・人間ドック・PET健診受診料助成金を支払うことはない。

- ①健診受診日から1年を経過して請求があったとき
- ②事業主または加入者の虚偽の請求によるとき

③健診受診日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

(7) 診断書作成補助金

定期保険の高度障害・事故入院に係る給付金申請手続きにおいて、診断書を作成した場合、本制度にて一律5,000円を支払う。

[該当給付金支払額：10万円以上（平成18年6月1日現在）]

《診断書作成補助金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは診断書作成補助金を支払うことはない。

- ①診断書の作成した日から1年を経過して請求があったとき
- ②事業主または加入者の虚偽の請求によるとき

別表2

(1) 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金支払請求書」を商工会議所へ提出し請求を行うことができる。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付する。

- ・入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

(2) 事故通院見舞金の請求手続

加入者が通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金支払請求書」を商工会議所へ提出し請求を行うことができる。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付する。

- ・通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し
- ・労働災害の場合「療養補償給付請求書」の写し
- ・交通事故の場合「交通事故証明書」の写し

(3) 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金（品）支払請求書兼申請書」を商工会議所へ提出し請求を行うことができる。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付する。

- ・ 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

(4) 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金（品）支払請求書兼申請書」を商工会議所へ提出し請求を行うことができる。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付する。

- ・ 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

(5) 成人祝品の請求手続

加入者が成人祝品の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金（品）支払請求書兼申請書」を商工会議所へ提出し請求を行うことができる。

(6) 健康診断・人間ドック・PET健診受診料助成金の請求手続

加入者が健康診断・人間ドック・PET健診受診料助成金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「助成金（健康診断・人間ドック・PET健診受診料）支払請求書」を商工会議所へ提出し請求を行うことができる。

(7) 診断書作成補助金の請求手続

加入者が診断書作成補助金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「診断書作成補助金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行うことができる。

商工会議所は病気入院見舞金・通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがある。

商工会議所は各見舞金・祝金（品）の請求手続に際し、必要に応じて上

第8編 業務（さいたま商工会議所生命共済制度「定期保険（団体型）」

見舞金・祝金（品）・補助金・補助金制度規約

記以外の書類の提出を求めることがある。